

臨床工学技士領域の 医療安全教育について

東京都済生会向島病院

医療安全管理室

医療安全管理者

松田晋也

(公社) 日本臨床工学技士会 医療安全対策委員会 委員長

簡単に自己紹介

- もともとは
これまでの病院では臨床工学技士として
医療機器管理業務を中心に従事
- 現在の病院では
医療安全管理者として採用され
専従医療安全管理者業務に従事
⇒現在は臨床工学技士業務はしていない
医療安全管理者10年目になる

臨床工学技士20年以上

臨床工学技士



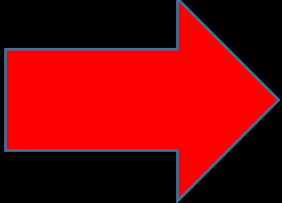
教員（都内専門学校）



医療安全管理者

医療安全と法律

医療法

 医療の安全の確保

医療の安全を確保するための措置を講じなければならない

管理者が確保すべき安全管理の体制

院内感染対策

医薬品に係る安全管理

医療機器に係る安全管理

高難度新規医療技術・未承認新規医薬品等

医療放射線に係る安全管理

医療法施行規則

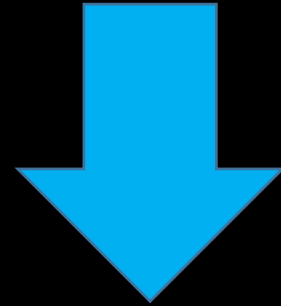
(医療の安全の確保)

病院等の管理者は、法規定に基づき、
次に掲げる安全管理のための体制を確保しなければならない

※病院等とは、病院、診療所、助産所を指す

1. 医療に係る安全管理のための指針を整備すること
2. 医療に係る安全管理のための委員会を設置、開催すること
3. 医療に係る安全管理のための職員研修を実施すること
4. 医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策を講ずること

3. 医療に係る安全管理のための職員研修を実施すること



医療に係る安全管理のため、従業者の医療の安全に関する意識、他の従事者と相互に連携して業務を行うことについての認識、業務を安全に行うための技能の向上等を目的として、医療に係る安全管理のための基本的な事項及び具体的な方策についての職員研修を実施すること。

院内感染対策のための体制の確保に係る措置として次に掲げるもの

- イ 院内感染対策のための指針の策定
- ロ 院内感染対策のための委員会の開催
- ハ 従業者に対する院内感染対策のための研修の実施
- ニ 当該病院等における感染症の発生状況の報告その他の
院内感染対策の推進を目的とした改善のための方策の実施

《感染管理担当者》

医薬品に係る安全管理のための体制の確保に係る措置

医薬品の使用に係る安全な管理（以下「安全使用」という。）
のための責任者の配置

- イ 従業者に対する医薬品の安全使用のための研修の実施
- ロ 医薬品の安全使用のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施
- ハ 医薬品の安全使用のために必要となる次に掲げる医薬品の使用の情報その他の情報の収集その他の医薬品の安全使用を目的とした改善のための方策の実施

《医薬品安全管理責任者》

医療機器に係る安全管理のための体制の確保に係る措置

医療機器の安全使用のための責任者の配置

- イ 従業者に対する医療機器の安全使用のための研修の実施
- ロ 医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の適切な実施
- ハ 医療機器の安全使用のために必要となる次に掲げる医療機器の使用の情報その他の情報の収集その他の医療機器の安全使用を目的とした改善のための方策の実施

《医療機器安全管理責任者》

医療放射線に係る安全管理のための体制の確保に係る措置

医療放射線の安全管理のための責任者の配置

- 医療放射線の安全管理のための指針の策定
- 放射線従事者等に対する医療放射線に係る安全管理のための研修の実施
- 医療放射線による医療被ばくに係る安全管理のために必要となる次に掲げる業務の実施（医療被ばくの線量管理・線量記録）その他医療放射線による医療被ばくに係る安全管理のために必要となる方策の実施

《医療放射線安全管理責任者》

続きをご覧になりたい方は、
以下QRコードから会員登録をお願いします



医療安全教育手法に基づく多職種人材育成共同利用拠点

多職種人材育成のための医療安全教育センター